

本市における状況

1 人口と障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は、22,195人と年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にある。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、平成29年3月31日で4.25%となっている。

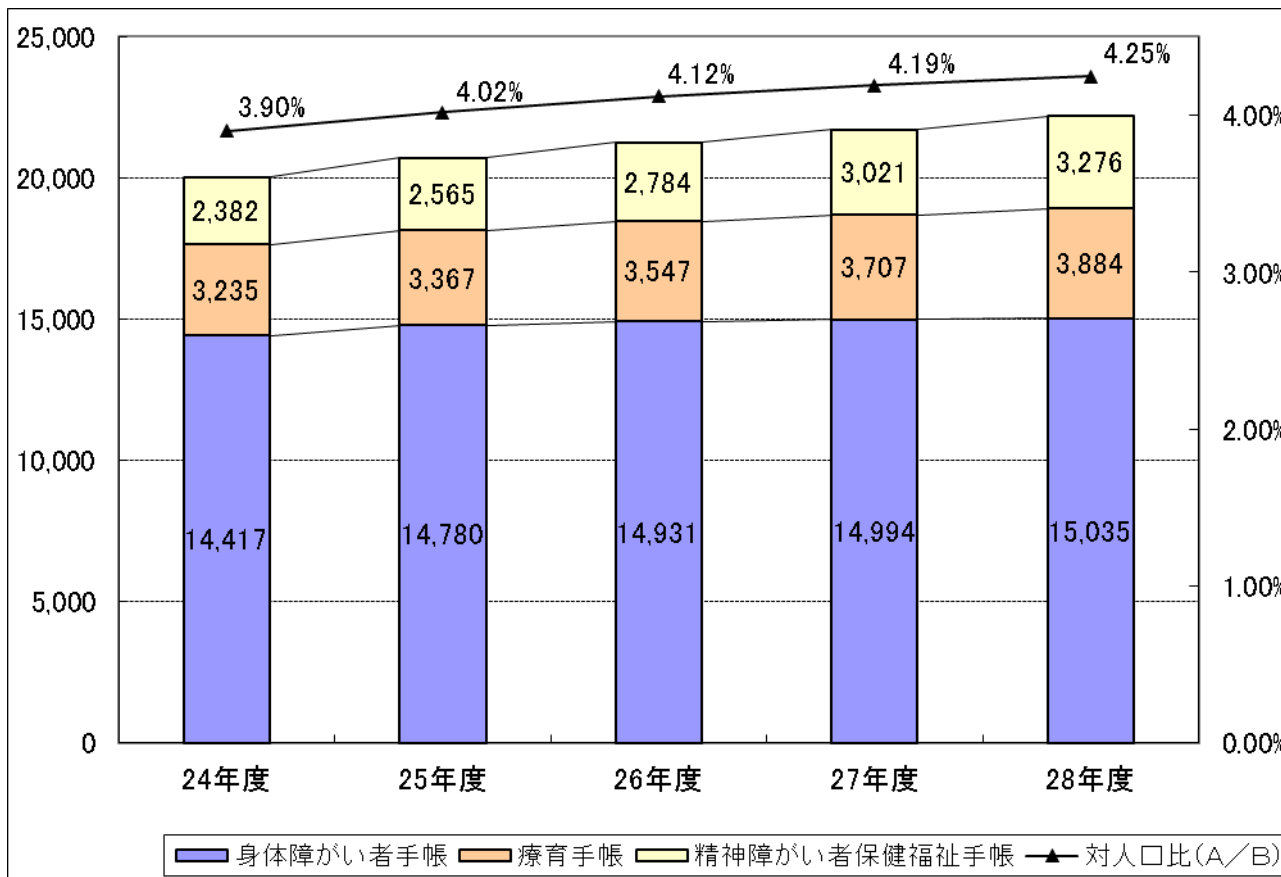
なお、平成28年度の「障害者白書」によれば、全国の障がい者の数は、身体障がい者393万7千人、知的障がい者74万1千人、精神障がい者392万4千人で、国民のおよそ6.7%となっている。

<障がい者手帳所持者の推移>

単位:人

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体障がい者手帳	14,417	14,780	14,931	14,994	15,035
療育手帳	3,235	3,367	3,547	3,707	3,884
精神障がい者保健福祉手帳	2,382	2,565	2,784	3,021	3,276
手帳所持者合計(A)	20,034	20,712	21,262	21,722	22,195
宇都宮市人口(B)	513,635	515,341	516,513	518,097	521,702
対人口比(A/B)	3.90%	4.02%	4.12%	4.19%	4.25%
※19歳未満人口	91,199	91,911	91,833	91,936	91,707

【障がい者手帳所持者の推移】



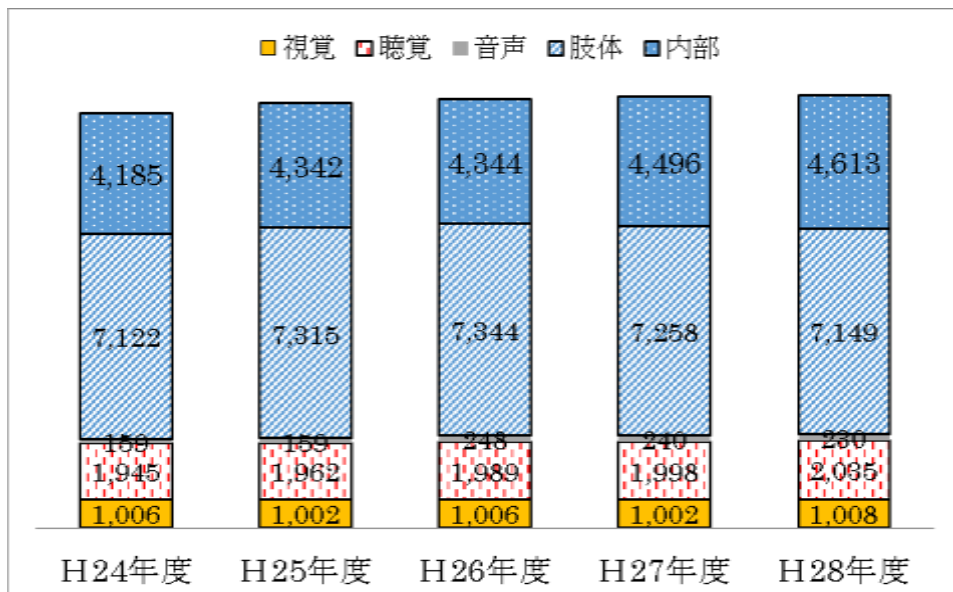
2 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、平成29年3月31日現在で15,035人となっている。障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く（7,146人）、全体の約半数を占めている。

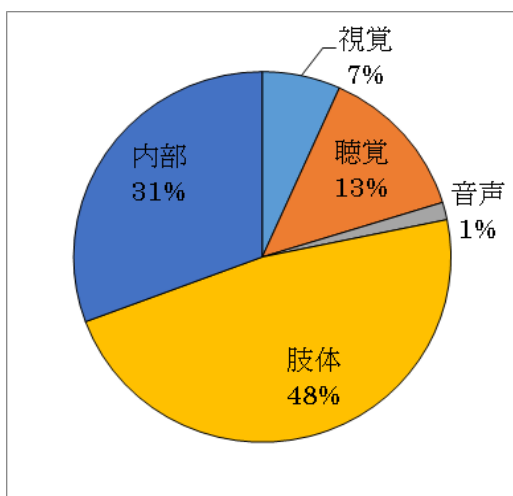
また、障がいの等級別にみると、重度の障がい者（1・2級）が全体の約半数を占め、特に内部機能障がい（心臓、じん臓、肝臓、免疫など）が年々増加している。

これらのうち、18歳未満の児童の手帳所持者は2.4%、重度の障がい児は68.0%と成人に比べ重度化している。

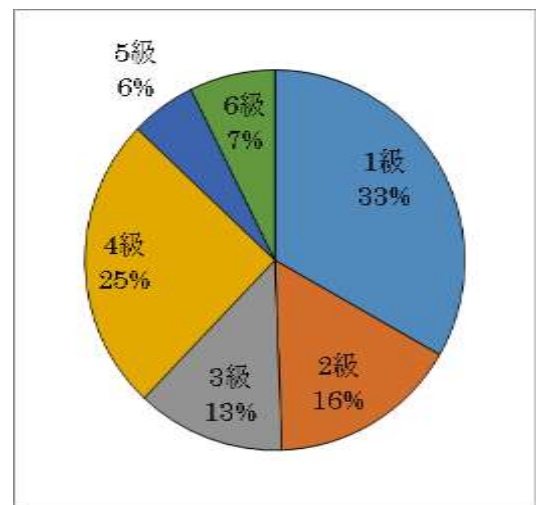
【身体障がい者手帳所持者数の推移（障がいの部位別）】



【障がい部位別（H28）】



【等級別構成比（H28）】



3 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数も、他の手帳所持者同様に年々増加傾向にあり、平成29年3月31日現在で3,884人となっており、特にB2（IQ50～70程度の軽度知的障がい）の手帳所持者の伸び率が高い。

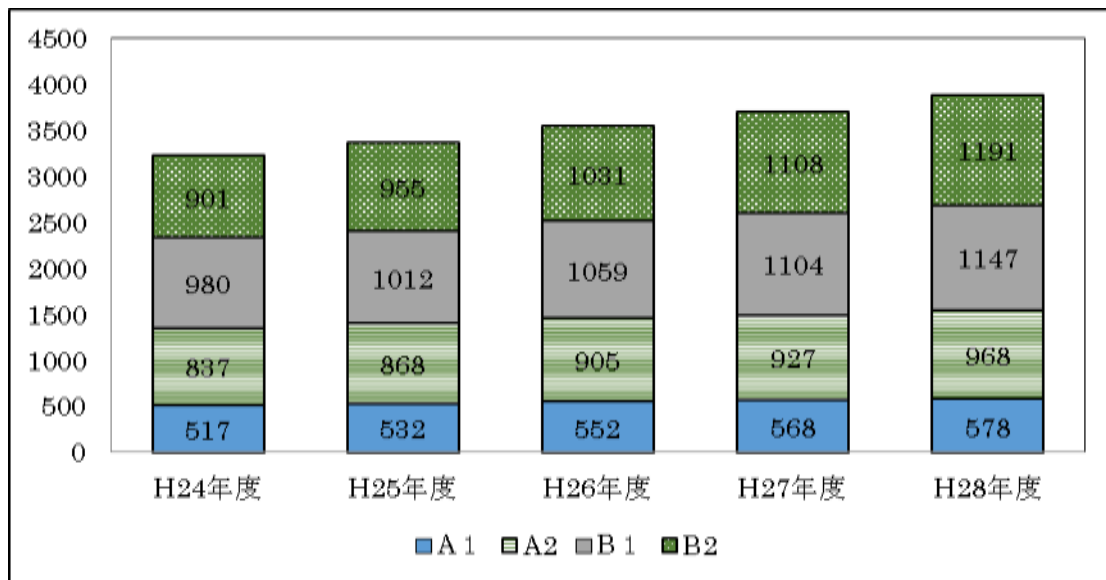
このうち18歳未満の手帳所持者は33.1%、程度別では全体に比べ、A1が10.8%、A2が17.0%、B1が26.0%、B2が46.2%とやや軽度者が多いが、2年に1度の再判定により変化している。

また、療育手帳においては、男女比が2：1と男性の所持者が多く、女性が少ない。これは、女性の場合、症状が表出しにくく、診断や手帳所持に繋がっていないことが考えられる。

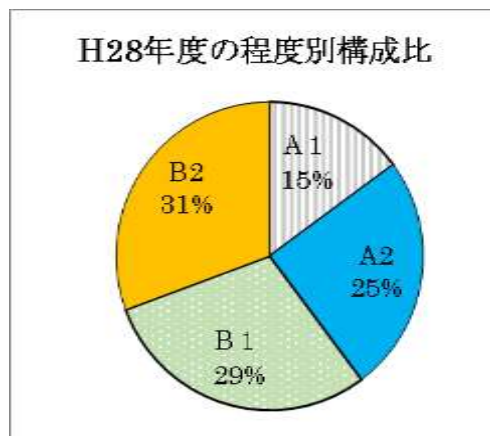
※療育手帳の区分

A1 最重度知的障がい A2 重度知的障がい B1 中度知的障がい B2 軽度知的障がい

<療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）>



【程度別構成比（H28）】

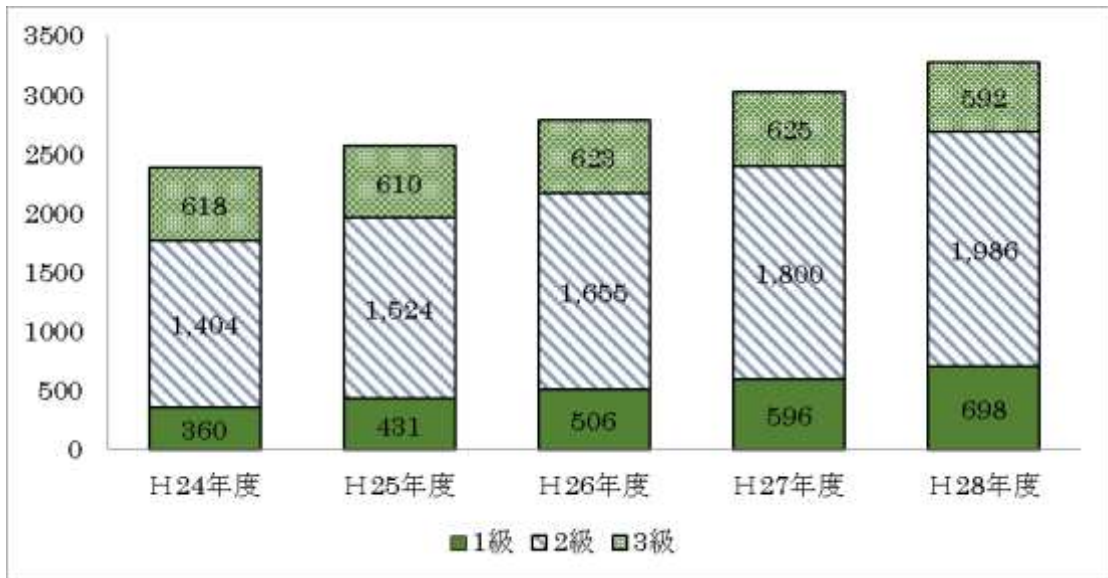


4 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

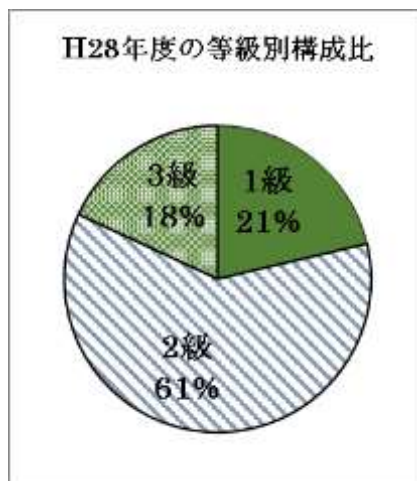
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、近年特に増加傾向にあり、平成29年3月31日現在で3,276人となっており、特に2級（日常生活に著しい支障がある）の手帳所持者の伸び率が高く、手帳所持者の約6割を占めている。

18歳未満の手帳取得は、非常に少なく全体の1.3%であり、知的障がいを伴わず療育手帳に該当しない発達障がいや薬物治療が必要なてんかん患者も含まれている。

＜精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（障がいの等級別）＞



【等級別構成比（H28）】



5 難病患者等の状況

難病の患者に対する医療費助成については、これまでは法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業（56疾患））として実施されていたが、良質かつ適切な医療の確保を図ることを目的として、平成27年1月に難病法が施行され、現在、対象疾患は、330疾患に拡大され、年々受給者は増加している。

＜指定難病医療費助成事業の受給者数の推移＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	2,928人	3,197人	3,609人

6 小児慢性特定疾病患者等の状況

小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成については、治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、国において小児慢性特定疾病の研究事業として給付している。対象疾患は、年々拡大され平成28年度までは704疾患、平成29年度からは722疾患に増え、受給者も増加している。

＜小児慢性特定疾病医療費助成事業の受給者数の推移＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	438人	454人	535人

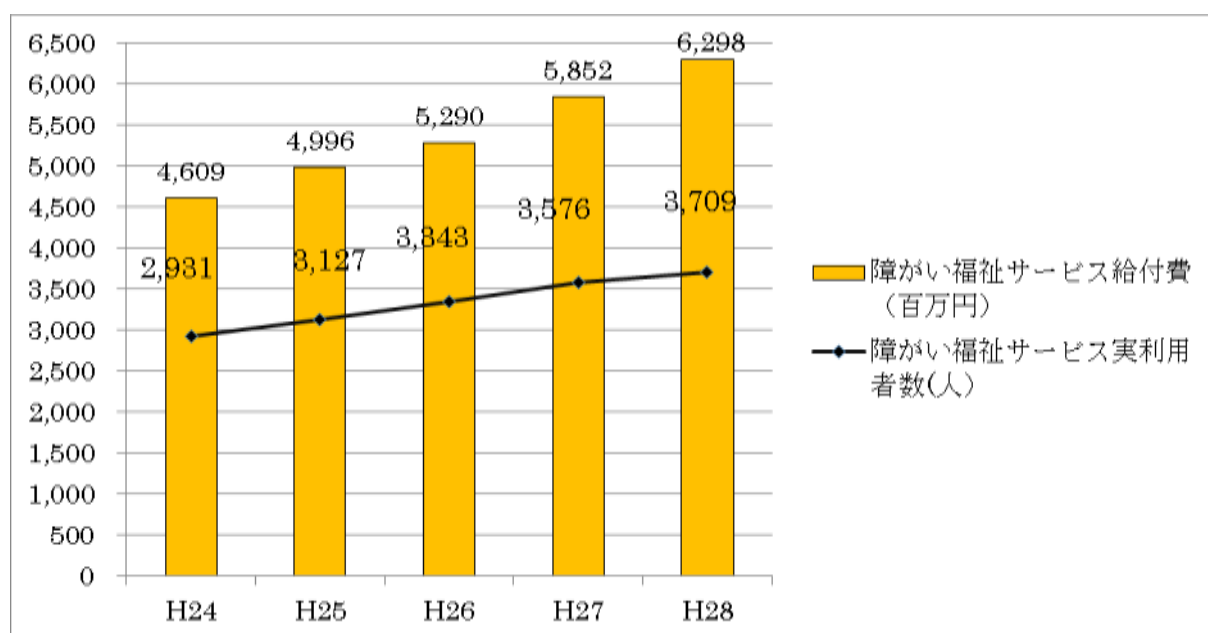
※小児慢性特定疾病医療費助成は、医療の継続性から20歳未満を対象としている。

7 障がい福祉サービス給付費及び利用者数

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用に係る利用者数は年々増加傾向にあり、平成24年度から平成28年度では約30%増加し、平成28年度において3,709人となっている。

また、障がい福祉サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成24年度から平成28年度では約40%増加し、平成28年度において約62億9千万円となっている。国全体においても10年間で2倍以上増加している。

＜障がい福祉サービス給付費及び利用者数の推移＞



8 障がい児通所給付費及び利用者数

児童福祉法に基づき、平成24年度から障がい児通所サービスを希望する障がい児に対し、必要な給付を行っているが、市内の事業所数の増加に伴い、受給者及び利用も急激に伸びており、平成28年度利用者は736人、給付額は7億6百万円となっており、24年度に比べ4.7倍に増えている。

＜障がい児通所給付費及び利用者数の推移＞

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
児童発達支援	124人	100人	100人	97人	140人
医療型児童発達支援	38人	27人	25人	25人	19人
放課後等デイサービス	12人	30人	170人	293人	561人
保育所等訪問支援	0人	0人	2人	1人	16人
合計	174人	157人	297人	416人	736人

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
給付額（百万円）	149	138	196	401	706

9 医療的ケア児の状況

- ・ 医療技術の進歩等を背景として、多くの子どもの生命が救われる一方で、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用したり、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加している。
- ・ また、これまで入院や施設で生活していた医療的ケア児が、自宅のある地域に戻り療養生活を送ることも増えてきている。そのため、在宅医療や訪問看護といった医療サービスや日常生活用具の給付や移動支援などの福祉サービスを利用し、子どもたちの日常生活としての保育や教育の場にも当たり前前に医療的ケア児が存在するようになってきた。
- ・ 医療的ケア児は、身体障がい者手帳を所持し重度心身障がい児として把握されるほか、小児慢性特定疾病医療費助成を受給申請により把握される場合があるが、医療のみで福祉に繋がらないケースも見受けられるなど支援体制にも課題が伺える。
- ・ 平成29年5月に実施した県の実態調査（20歳未満）において、本市の在宅医療的ケア児は46名で、うち人工呼吸器を装着している児は12名、たんの吸引は28名、経管栄養は24名であった。年齢別では、0～6歳（就学前）が38名（82.6%）で最も多く、特に0～1歳児が19名（41.3%）と早期の対応が必要であり、今後も継続的な支援が求められている。

＜医療的ケア児数（ケアの重複あり）＞

	人工呼吸器	たんの吸引	経管栄養	酸素吸入、導尿	実人数
0～6歳	7人	21人	19人	20人	38人(82.6%)
7～12歳	2人	2人	1人	1人	2人(4.3%)
13～15歳	3人	3人	3人	4人	4人(8.8%)
16～19歳	0人	1人	1人	1人	2人(4.3%)
合計	12人	28人	24人	26人	46人(100%)